

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きに当たる翌日が休日)

廃川敷地の生成

◇選管告示

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

目 次

◆告 示

示

鳥取県行政書士会会則の変更の認可

生活保護法による医療機関の指定(二件)

生活保護法による指定医療機関の廃止

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

国土調査の実施

土地改良区の設立の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の決定

保安林予定森林

解除予定の保安林(五件)

基本測量の実施

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告 示

鳥取県告示第六百十三号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十六年七月一日認可したので、行政書士法施行規則(昭和二十六年總理府令第五号)第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和56年7月7日 火曜日

鳥取県公報

第5270号 2

一 変更事項

- 1 行政書士会の役員のうち理事の人数を九人以内としたこと。
- 2 行政書士会の入会金及び会費の額を引き上げたこと。
- 3 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額を引き上げたこと。

二 変更事項の施行の日

昭和五十六年七月一日

鳥取県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町法勝寺三七〇一一	昭和五十六年六月十一日

鳥取県告示第六百十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米増病院	倉吉市宮川町二五六	昭和五十六年六月一日

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
米増病院	倉吉市宮川町二五六	昭和五十六年五月三十一日

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づく
鳥取県告示第六百十五号

3 昭和56年7月7日 火曜日

鳥取県告示第六百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
米 増 医 院	倉吉市宮川町二五六	昭和五十六年六月一日
桑谷至誠堂薬局	米子市糀町二丁目五〇一三	昭和五十六年六月十五日

鳥取県告示第六百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
米 増 医 院	倉吉市宮川町二五六	昭和五十六年六月一日
桑谷至誠堂薬局	米子市糀町二丁目五〇一三	昭和五十六年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安 田 勝	鳥国薬第四五三号	昭和五十六年六月一日
植 木 史 子	鳥国薬第四五四号	昭和五十六年六月四日

昭和56年7月7日 火曜日

西村俊広	鳥国業第四五六六号
中嶋直子	鳥国業第四五六七号
"	"
"	"
"	"

鳥取県告示第六百二十号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第二条第一項第二号の国土調査を実施するので、同法第七条の規定により次のとおり告示する。

昭和五六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 土国調査として指定された年月日

昭和五六年六月十五日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第二十七条第一項の規定により建設大臣の刊行した縮尺五万分の一地形図のうち横田、多里及び上

石見の図葉内の鳥取県の区域

四 調査期間

昭和五六年七月八日から昭和五七年三月三十一日まで

五 調査の成果
次の地図（縮尺五万分の一）及び簿冊**鳥取県告示第六百二十一号**

昭和五六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

米子市石州府四三五番地高橋博隆ほか十八人の者から設立認可申請のあつた米子市石州府土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五六年七月一日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

地形分類図
表層地質図
水系図・谷密度図
開発規則図
土地利用現況図
土地分類基本調査説明書

地形分類図
表層地質図
水系図・谷密度図
開発規則図
土地利用現況図
土地分類基本調査説明書

昭和五十六年四月十五日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（鴨部）地区は場整備）事業計画について

第5270号

昭和56年7月7日 火曜日

鳥取県公報

は、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、岸本町役場及び会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申立て

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

鳥取県告示第六百二十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年五月十九日付で西伯郡岸本町坂長八四九番地草原賣ほか二十人の者から申請のあつた営業で行う土地改良（佐野川地区農業用排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第六百二十四号

鳥取県告示第六百二十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年五月十九日付で西伯郡岸本町坂長八四九番地草原賣ほか二十人の者から申請のあつた営業で行う土地改良（佐野川地区農業用排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九、二一六四の六五九、字二ツ山二〇八八、二〇八九、二〇九一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、字高浜二一六四の六五八、字二ツ山二〇八四から

昭和56年7月7日 火曜日

鳥取県公報

二〇八七まで、二〇九一、二〇九四、二〇九五

二 指定の目的

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 公衆の保健

三 解除の理由

1 指定施業要件

公共施設用地とするため

2 立木の伐採の方法

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 主伐は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字家奥字南谷奥 四五四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字別府字和増谷七四〇の二（次の図に示す部分に限る。）

鳥取県告示第六百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字中目谷八四九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町佐木谷字岩平山七六六の二、字岩平右山七六七の三、字鉄クソ谷山七六八の五、字打道山七六九の七から七六九の九まで、七七〇の三、七七〇の四、字河原ノ上手山九三八の二、字傭松家ノ上手山九七〇の二、九七一の二、九七一の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第六百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間 昭和五十六年八月二十日から同年十二月二十日まで

三 作業地域 三朝町

鳥取県告示第六百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十六年三月三十一日 鳥取県指令受米土維第三百十号
二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ四
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市二本木九四九番地

山陰住研株式会社
代表取締役 杉 山 明 尚

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年三月二十二日 鳥取県指令受都計第五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町新川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県告示第六百三十三号

河川区域の変更により、次とおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

米子市大篠津町一一〇七番地二

船 越 英 彦

9 昭和56年7月7日 火曜日

鳥取県公報

第5270号

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十六年七月七日

昭和五十六年七月七日
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川小鴨川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十六年七月七日

三 廃川敷地の位置

東伯郡閔金町大字今西字瀧ノ下一一八一番九地先から同字一一八二番
三地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二八二三・六五平方メートル

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
あやめ会	沢田ひな子	沢田 雪子	鳥取市松並町一一一六〇	その他の政治団体
あやめ会中部後援会	磯江登代子	石井 典子	倉吉市上井町一一一一〇	"
大川正夫後援会	松本 隆治	岸本 筆子	倉吉市金森町五二一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十一条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおりに公表する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

あやめ会

報告年月日 昭和56年5月15日

(昭和56年5月15日解散)

3 収入の内訳	4 支出の内訳
前年繰越額	8,960円
1 収入総額	8,960円

2 支出総額

8,960円

寄附、交付金

8,960

8,960

第5270号 10

あやめ会中部後援会

報告年月日 昭和56年5月15日
(昭和56年5月15日解散)

1 収入総額	300円
2 支出総額	300円
3 収入の内訳	

鳥取県選舉管理委員会後援会第Ⅱ十七期

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第六十一条の規定による政治団体の收支に関する報告書の提出がおいたので、同法第110条第1項の規定に基いて、次の點を次のように公表する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県選舉管理委員会後援会 岩 路 出 夫

◎その他の政治団体

期間 昭和52年1月1日～12月31日

大川正夫後援会

報告年月日 昭和56年5月20日

昭和五十六年七月七日

鳥取県選舉管理委員会後援会 岩 部 正 夫

鳥取県選舉管理委員会後援会第Ⅱ十八期

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第六十条第一項の規定に基いて、次の政治団体が設立の届出がおいたので、同法第七条の11第一項の規定によつて公表する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県選舉管理委員会後援会 岩 部 正 夫

1 収入総額 0円

2 支出総額 0

1 収入総額	199円
2 支出総額	0
3 収入の内訳	

山田義美後援会

1 収入総額	199円
2 支出総額	0
3 収入の内訳	

3 収入の内訳

前年繰越額

4 支出の内訳

1 政治活動費	300円
2 寄附、交付金	300円

1 収入総額	0円
2 支出総額	0

1 収入総額	199円
2 支出総額	0
3 収入の内訳	

報告年月日 昭和56年5月20日	0円
1 収入総額	0
2 支出総額	0

報告年月日 昭和56年5月20日	0円
1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
杉根修後援会	中江	豊谷本	鶴岡市上米積四七〇一五	その他の政治団体
藤井ゆい後援会	新紀	至藤井	倉吉市西福寺町八〇二一	"

期間 昭和53年1月1日～12月31日

報告年月日 昭和56年5月20日

11 昭和56年7月7日 火曜日

伊佐田富之後援会	竹田 利幸	竹中 敏隆	倉吉市湊町二一八八一一	武部文西部後援会	"	七子市河崎三六
中野武雄後援会	山崎 堆稚	大野木高晴	倉吉市米田町七一一	笠見次男後援会	代表者	矢野計雄
大川正夫後援会	森下 勝彦	岸本 筲子	倉吉市金森町五二	"	"	西村清則
角博後援会	山本 嶽前	健治	倉吉市上神二五一	"	"	"
			"			"
鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号						
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。						
昭和五十六年七月七日						
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫						
政治団体の名称	異動事項					
自由民主党中山町支部	会計責任者	新				
花本美雄後援会	代表者	金田正志				
あやめ会	会計責任者	中本 基				
武部文東部後援会	会計責任者	野間 譲				
所の所在事務所	名称	新 節男				
七	鳥取市栄町一〇	あやめ会				
一六〇	鳥取市松並町二	あやめ会西部後援会				
常田 享詳	栗原三八郎	氏名	指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 团 体	武部文西部後援会
"	鳥取県議	会議員		名 称	主たる事務所の所在地	七子市河崎三六
援会	栗原三八郎後援会	会	栗原三八郎	八	東伯郡大栄町原	七子市夜見町二
常田たかよし後	鳥取市庖丁人町二		境港市松ヶ枝町二		東伯郡大栄町西園二一〇三	七六五
岩谷 政春	和田草一郎		和田草一郎		中川豊春	

公安局委員会告示

鳥取県公安局委員会告示第二十九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百一十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県公安局委員会委員長 松 岡 新 平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十六年七月二十二日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二三〇番地

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

昭和五十六年七月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委嘱年月日
芳 村 尚 之	大 久 一 三	○鳥取市相生町一丁目六	鳥取市西町四丁目一 弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(080)311-1111 自宅 ○(080)311-1111 市役所	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・二・七
松 本 萬寿夫	大 久 一 三	境港市渡町一二七〇	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県地方労働委員会専門員	(080)311-1111 自宅 ○(080)311-1111 会社	鳥取県立米子工業高等學校校長 鳥取県厚生事業団鳥 社会福祉法人鳥取県厚生事業団鳥 立境通勤寮寮長	昭三・二・七
		鳥取県地方労働委員会委員				
	自 宅 (080)311-1111	鳥取県地方労働委員会事務局長				
	昭 三 一 九					

二 被聴聞者
鳥取市西品治二九三番地
高橋猛夫

田中 篠篤	大二・一・七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教育学部教授	大学 (宅毛)六一〇三一 (宅毛)三一五二六
福士 俊一	大三・一・〇	鳥取市田園町二丁目城	鳥取大学農学部教授	大学 (宅毛)六一〇三一 (宅毛)三一四九
高橋 務	大四・二・二	米子市道笑町二丁目二	鳥取県地方労働委員会委員	大学 (宅毛)三一五〇 (宅毛)三一四九
垣田 墓二郎	大四・二・六	米子市東岩倉町二三七	垣田病院院長	昭五・一・六
垣田 墓二郎	大四・二・六	米子市上福原一四五九	垣田病院院長	昭五・一・六
勝部 可盛	昭八・二・四	米子市加茂町一丁目二	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	昭五・一・六
直野 喜光	昭九・一・三	鳥取市浜坂一六一〇	弁護士 鳥取支部特別執行委員	昭五・一・六
谷口 富雄	大三・三・七	米子市皆生一六八四の二	国鉄労働組合米子地方本部 鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長	昭五・一・六
石田 登	大四・四・一	西伯郡西伯町原四九〇	鳥取県労働者福祉協議会理事長 鳥取県地方労働委員会委員	昭五・一・六
北尾 才智	大三・三・三	米子市浦津二五三	鳥取県労働組合米子地方本部執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	昭五・一・六
中森 義人	大三・二・二	東伯郡東郷町長和田五九八の三	國鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭五・一・六
箕浦 正	昭六・一・〇	鳥取市八幡町三三二一の六	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県労働組合特別執行委員	昭五・一・六
神波 尚典	昭三・三・二	鳥取市八幡町三三二一	鳥取県現業職員労働組合特別執行委員	昭五・一・六

藤井敏郎	大正・10・K	米子市皆生110九三	株式会社山陰放送専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員 会社(058)311-1111 自宅(058)311-K081	株式会社山陰放送常務取締役 昭和・11・K
小林繁	大正・7・四	米子市皆生116六一の 五四	米子機工株式会社取締役社長 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員 会社(058)311-0111 自宅(058)311-K081	株式会社米子鉄工所取締役 昭和・1・四
藤田忠義	昭和・3・K	倉吉市福庭五四四の1	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長 会社(058)311-1111 自宅(058)311-K081	神鋼機器工業株式会社総務部長 昭和・6・二
田中陽	大正・11・一	鳥取市青葉町三十日三	鳥取県地方労働委員会事務局長 事務局(058)311-1111 自宅(058)311-K081	鳥取県衛生環境部衛生課長 昭和・1・三
原田芳秋	大正・九・三	鳥取市掛出町五の三	鳥取県地方労働委員会事務局次長 事務局(058)311-1111 自宅(058)311-K081	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長 昭和・1・六
松本英俊	大正・11・10	八頭郡郡家町下坂四〇 二	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長 事務局(058)311-1111 自宅(058)311-K081	鳥取県総務部消防防災課課長補佐 昭和・6・三
田中淳一	昭和・6・三	鳥取市田園町四十日一 六六	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長 事務局(058)311-1111 自宅(058)311-K081	鳥取県総務部職員厚生課課長補佐 昭和・6・四

公

告

昭和56年7月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第76号。以下「一部改正法」という。）附則第3項に規定する狩猟免許に関する講習を次のとおり開催する。

るもの

2 開催日時等

開催日	時間	講習会場	受講対象者
8月25日	9時から	鳥取市東町 鳥取県庁第二庁舎第22 会議室	岩美郡に住所を有する者 鳥取市及び氣高郡に住所を有する者
8月28日	"	八頭郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
8月26日	"	倉吉市巣城 中部総合事務所大会議室	東伯郡及び倉吉市に住所を有する者
8月24日	"	米子市桃町 日野郡日野町銀雨	西伯郡、米子市及び境港市に住所を有する者
8月28日	"	日野綜合事務所 会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習科目

(1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

(2) 鳥獣の判別

(3) 猟具の取扱い

4 講習時間

3時間とする。

5 審査

講習終了後一部改正法附則第3項の規定に基づき狩猟免許者としての適性を審査するため次の科目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

6 受講申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 続砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が法

第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書(さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚)

7 申込期限

鳥取地方農林振興局管内 昭和56年8月15日まで
八頭 " 昭和56年8月18日まで

倉吉 " 昭和56年8月17日まで
米子 " 昭和56年8月14日まで

日野 " 昭和56年8月18日まで

8 獅狩免許手数料及びその納付方法

(1) 獅狩免許手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を獅狩免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 携行品

受講申込みの際に交付した受講票及びテキスト並びに筆記用具

10 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課又各地方農林振興局林業課

に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和56年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

1. 開催の日時及び場所

日	時	場 所	対 象 者
昭和56年8月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで		米子警察署 会議室	米子、港境、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
昭和56年8月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで		鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取、岩美、郡家、智頭及 び浜村の各警察署の管内に 居住する者
昭和56年8月20日 午後4時00分まで		倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者
昭和56年9月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで		米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
昭和56年9月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで		鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取、岩美、郡家、智頭及 び浜村の各警察署の管内に 居住する者
昭和56年9月17日 午後1時30分から 午後4時00分まで		倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

2. 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、現に法第4条第1項第1号の規定によ
る許可を受けて獵銃又は空気銃を所持しているもののうち、所持許可の
更新を受けようとするもの又は買い替え等で新たに獵銃又は空気銃の許
可を受けようとするもの

3. 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 獵銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 獵銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

4. 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額 1,500円に相当する鳥取県
収入証紙を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して
公安委員会に提出すること。

5. 携行品

筆記用具